

生駒駅南口みらいビジョンの実現に向けた社会実験事業
業務委託に係る公募型コンペ実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

生駒駅南口周辺の魅力創出やエリア価値向上をめざし、道路空間や遊休不動産を活用して、住民や来街者が、くつろぎや交流を楽しむ場を創出するなど、生駒駅南口みらいビジョン(以下「みらいビジョン」とする。)に掲げた将来像を試行するほか、その過程や結果を通じて、課題の把握、データの取得や効果測定を行うことを目的とする。

(2) 業務名

生駒駅南口みらいビジョンの実現に向けた社会実験事業

(3) 業務内容

別紙1「仕様書」を参照のこと

(4) 業務期間

契約締結日～令和6年3月15日

2. 業務委託料

5,000,000 円(税込)

上記金額内で提案を行うこと。

3. 参加資格

コンペに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

(1) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(3) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体(以下「非法人格」という。以下同じ。)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びビに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限:令和5年9月20日(水)正午まで(必着)
- (2) 提出方法:別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日:令和5年9月22日(金)(予定)
- (4) 回答方法:生駒市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～オ及びキは原本1部と副本2部、カは原本1部と副本9部、クは原本1部

ア 会社概要(様式3)

イ 技術者の概要(様式4)

ウ 業務実績調書(様式5)

…業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料(媒体は不問)を各1部提出すること。ただし、事業概要がわかるホームページ等があれば、その URL を記載することで提出があったものとみなす。

エ 担当技術者調書(様式6)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)(公告日から過去10年間実施した、同種業務の業務内容がわかるもの)の写しを添付すること。)

カ 企画提案書(任意様式)

…別紙2「企画提案書等作成要領」参照

キ 参考見積書(任意様式)

…事業の実施に係る概算費用を内訳がわかるように項目ごとに積算・記載すること。

ク 誓約書(様式8)

(2) 提出期限等

- ① 提出期限:令和5年9月29日(金)16時00分まで(必着)
- ② 提出場所:生駒駅南口エリアプラットフォーム事務局(生駒市役所都市整備部拠点形成課内)
〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
- ③ 提出方法:持参又は郵送によること。
なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6. 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、下記7(1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査し、一定の基準に達した提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとしします。

実施日：令和5年10月6日(金)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記7(2)で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者とししないことができるものとしします。また、審査委員会が一定の評価に達した者がないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとしします。

実施日：令和5年10月13日(金)予定(第1次審査を省略する場合、令和5年10月6日(金))

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電話及び電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を電話及び電子メールにより通知します。

7. 審査基準及び配点

コンペは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実施体制 10点/110点

| 評価項目 | 評価の着眼点 | |
|---------|----------------|---|
| | | 判定基準 |
| 会社の業務実績 | 同種業務の実績(実績の件数) | 過去10年間の実績(5件)を評価する。 ・同種業務の実績がある。(1点/件) |
| 技術責任者 | 同種業務の実績(実績の件数) | 過去10年間の実績(技術責任者5件)を評価する。 ・同種業務の実績がある。(1点/件) ※ただし、担当したことを証明できるもの、もしくは明確なもののみを加対象として評価する。 |

※同種業務とは、ウォークアブル関連事業やエリアマネジメント業務に係る社会実験やまちづくり活動支援等の業務とします。

(2) 企画提案内容 100点/110点

| 評価項目 | | 評価事項 |
|------|-------------------|--|
| 1 | 道路空間における歩車分離実験の実施 | 将来的な歩行者の安全性と滞在快適性の向上につながる、実施エリアのポテンシャルを効果的に引き出すような提案となっているか。また、将来の常設化につながる課題抽出や効果検証の方法などが適切に盛り込まれているか。 |
| 2 | 滞留空間の創出 | 将来的なまちの滞在性の向上に資する提案になっているか。また、将来の常設化につながる課題抽出や効果検証の方法などが提案されているか。 |
| 3 | マルシェ等の開催 | 過年度の取組みやエリアプラットフォームが行うマルシェ等から、課題を抽出する方法やルールづくりのプロセス・整理方法が明確であるか。 |
| 4 | 社会実験事業の全体コーディネート | みらいビジョンの内容を理解したうえで、本エリアの現況も踏まえた提案になっているか。また、全体のプロセスや各社会実験の関連性、効果検証の方法が効果的な提案となっているか。 加えて、社会実験を実施するにあたり、関係者の役割分担を明確したうえで、市民や事業者の効果的な参画を促す仕組みが提案されているか。 |

8. 日程

| | |
|------------|----------------------|
| 公示 | 令和5年9月14日(木) |
| 質問受付締切 | 令和5年9月20日(水)正午まで |
| 質問回答 | 令和5年9月22日(金) |
| 企画提案書等提出期限 | 令和5年9月29日(金)16時00分まで |
| 第1次審査 | 令和5年10月6日(金)(予定) |
| 第2次審査 | 令和5年10月13日(金)(予定) |
| 結果通知 | 令和5年10月中旬(予定) |
| 契約締結 | 令和5年10月下旬(予定) |
| 業務開始 | 令和5年10月下旬(予定) |

9. 失格事項

本コンペの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等による最終審査に出席しなかった場合

- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とします。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、発注者と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市がエリアプラットフォームの構成員となるため、生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、開示の対象となる可能性があります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、当該情報の部分がある場合には、提案時に文書で申し出てください。
なお、本コンペの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

12. 担当部署(提出・問合せ先)

生駒駅南口エリアプラットフォーム事務局(生駒市役所都市整備部 拠点形成課内)

担当: 西田、淡路谷

住所: 奈良県生駒市東新町8番38号

TEL: 0743-74-1111 (内線)3810

Email: kyoten@city.ikoma.lg.jp